

平成 19 年 7 月 31 日

経済産業省商務情報政策局
商務流通グループ取引信用課 御中

全国銀行協会
業 務 部

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 中間整理」に対する全銀協
意見書について

平成 19 年 6 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

該当箇所	<ul style="list-style-type: none">・ 2 . 過剰与信の防止について<ul style="list-style-type: none">(2) 信用情報機関を利用した支払能力等の調査の義務づけについて(3) 総量規制導入について・ 3 . 個人信用情報の保護措置の在り方<ul style="list-style-type: none">(2) 信用情報機関相互の情報交流の是非
意見内容	<ul style="list-style-type: none">・ 個人信用情報の利用・登録の義務付けについては、個人信用情報機関が業態毎に設立され、それぞれが独自の発展を遂げてきた経緯や実際の運用状況等を踏まえ、慎重な検討が必要と考える。・ 次々販売等による不適正な与信を防止する必要性は理解するが、商品の購入履歴を個人信用情報機関の利用・登録義務の対象とすることは、多重債務防止を目的としてきた個人信用情報機関の基本的なあり方に関わるものであり、慎重な検討が必要と考える。・ 貸金業者の貸金と同様の総量規制をクレジットについて導入することについては、本中間報告 . (1) において指摘されている「多重債務については、貸金によるものが8～9割と圧倒的に多く、クレジットに関するものについては(財)クレジットカウンセリング協会における相談件数や相談事例によれば、クレジット債務のみで相談に訪れた者は全体の8%程度と少ない」という実態を踏まえたうえでの必要性和効果、およびこれを導入することによる健全な消費者や事業者に与える影響の大きさ等を踏まえ、慎重な検討が必要と考える。・ 信用情報機関相互の情報交流については、個人信用情報機関が業態毎に設立され、延滞等のネガティブ情報に限定して交流を実施してきた経緯、消費者理解の必要性を踏まえたうえで、対象取引範囲等を含めた慎重な検討が必要と考える。